

第十八條 工場委員長會議は本支部所屬の各工場連絡機關とす。但し大會又は委員會の決議の範圍内に於て本支部に關する臨機の決議並に適當の處置をなすことを得。

第十九條 工場委員會は本支部會員の勤務工場所屬役員を以て組織し本支部の常備執行機關とす。

第二十條 一、工場委員會は委員會の決議の範圍内に於て當該工場會員に關する事項について臨機の處置をなすことを得。

二、工場委員會は當該工場に於て研究會又は茶話會を開催することを得。

工場委員會は會務の進行を圖るために副工場委員長を選挙することを得。

工場委員長は工場委員長を補佐し不在の時は代理することを得。

工場委員會は支部長の指示を受け工場委員長之を統理す。

工場委員會は決議權を有せざるものとす。

第二十一條 工場委員會は會務の進行を圖るために副工場委員長を選挙することを得。

工場委員長は工場委員長を補佐し不在の時は代理することを得。

工場委員會は支部長の指示を受け工場委員長之を統理す。

工場委員會は決議權を有せざるものとす。

第二十二條 工場委員會は會務の進行を圖るために副工場委員長を選挙することを得。

工場委員長は工場委員長を補佐し不在の時は代理することを得。

工場委員會は支部長の指示を受け工場委員長之を統理す。

工場委員會は決議權を有せざるものとす。

第二十三條 工場委員會は會務の進行を圖るために副工場委員長を選挙することを得。

工場委員長は工場委員長を補佐し不在の時は代理することを得。

工場委員會は支部長の指示を受け工場委員長之を統理す。

工場委員會は決議權を有せざるものとす。

第二十四條 本支部に左の役員を置く。

一、支部長 一名

二、主事 若干名

三、顧問 六名

四、理事 二名

五、書記 一名

六、會計 若干名

七、工場委員長 若干名

八、委員 若干名

九、専門部長及部員 若干名

〇、會計監査 部長一名 副長二名

支部長、主事、會計、會計監査、は大會に於て選挙す。

本支部主事を有給とす。

専門部長及顧問は理事會に於て推薦し委員會の協賛を経るものとす。其期日は毎年六月とす。

専門部員は共濟部、法律部、出版部を除く外各工場に各一名を置き之を各工場委員會に於て選挙するものとす。

委員は毎年六月各工場に於て會員十名に對し一名の割合を以て選挙し支部長に届出づるものとす。

工場委員長は當該工場委員の互選とす。

理事及書記は委員會に於て選挙するものとす。其期日を毎年六月とす。

一、支部長は本支部を代表し大會及委員會の決議に基づき一切の會務を總理す。

二、支部長は必要に應じ理事會の協賛を得て役員を任免することを得。

主事は支部長の指示を受け會務を處理し支部長不在の時は之を代理す。

顧問は本支部の諮問に應ずるものとす。

顧問は理事會に出席し發言することを得。

但決定權を有せざるものとす。

理事は支部長及主事と共に連帶責任を有するものとす。

書記は本支部一切の事務を處理し其責に任ず。

會計は本支部の金錢出納並に財産の保管に關する一切の事務を處理し其責に任ず。

會計監査は會計の監督及審査をなすものとす。

工場委員長は所屬當該工場會員の統制に任ず。

工場委員長は毎月一回當該工場情勢報告書を支部長に提出するを要す。

工場委員は毎月一回當該工場情勢報告書を支部長に提出するを要す。

委員は工場委員長を補佐し、會務の進行を圖るものとす。

工場委員會は第十四條の規定に従ひ議案を提出することを得。

各専門部長は支部長の承認を経て専門部員會を開催することを得。

各専門部長は（但自警部を除く）毎月一回各擔任部門の情勢を支部長に報告するものとす。

各専門部長は支部長を補佐し其擔任部門の事務を處理するものとす。

各専門部は本規約に従ひ内規を作ることを得。

但理事會の承認を要す。

各専門部長は支部長と合議の上部員を任免することを得。

各専門部長は支部長を補佐し各種の通報並に資料の蒐集をなすものとす。

自警部長及部員は本支部の各種の命令に於て自警の任に當るものとす。部員は其程度選出するものとす。

本支部會員にして役員に選挙せられたる時は之を拒むことを得ず。

但已むを得ざる事由ある時は理事會の承認を経て辭任することを得。

本支部役員は本支部内に於て二種以上兼任することを得ず。

本支部役員は本支部内に於て二種以上兼任することを得ず。

規定以外に各工場任意に役員を改選することを得ず。

支部長は第二十九條の報告を處理したる時之を組合本部に報告するものとす。

第四十條 第四十一條 第四十二條 第四十三條 第四十四條 第四十五條 第四十六條 第四十七條 第四十八條 第四十九條 第五十條 第五十一條 第五十二條 第五十三條 第五十四條 第五十五條 第五十六條 第五十七條

第五十八條 第五十九條 第六十條 第六十一條 第六十二條 第六十三條 第六十四條 第六十五條 第六十六條 第六十七條 第六十八條 第六十九條 第七十條 第七十一條 第七十二條 第七十三條 第七十四條 第七十五條 第七十六條 第七十七條 第七十八條 第七十九條 第八十條 第八十一條 第八十二條 第八十三條 第八十四條 第八十五條 第八十六條 第八十七條 第八十八條 第八十九條 第九十條 第九十一條 第九十二條 第九十三條 第九十四條 第九十五條 第九十六條 第九十七條 第九十八條 第九十九條 第一百條

本支部は前條の目的を達成する爲左の専門部を置き其事業を行ふ。一、教育部 二、出版部 三、共濟部 四、法律部 五、調査部 六、爭議部 七、政治部 八、購買部 九、擴張宣傳部 一〇、婦人部 専門部細則は各別に定む。